

ふくおか県央環境広域施設組合
一般廃棄物処理施設建設及び運営事業

実施方針に関する質問及び意見への回答

令和6年5月

ふくおか県央環境広域施設組合

■実施方針に関する質問及び意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	質問への回答
1	-	-	-	-	用語の定義	「本施設」に調整池の記載がありますが、調整池も本事業における建設事業者の整備対象範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者の建設に伴い、変更が必要となった場合には事業者の所掌にて整備ください。また、維持管理は事業者の所掌です。
2	2	I	1	(5)ウ	事業期間	設計建設期間が「(4年6ヶ月程度)」とお示しがあり、令和12年3月から当該期間を逆算すると、令和7年10月からの設計建設期間と解釈できますが、令和7年9月が本契約締結見込みという理解でよろしいでしょうか。	本契約の締結は優先交渉権者との調整後庁内手続を経て速やかに(令和7年度中)締結をする予定としています。
3	2	I	1	(5)ウ	事業期間	ウ 事業期間の資源化・運搬期間(想定) R12年4月1日～R17年3月31日まで(5年間)となっていますが、これ以降の契約については、貴組合と資源化企業で協議を行い、契約の再締結是非や期間について決定するものと理解してよろしいでしょうか。なお、再締結の場合においては、資源化企業が本事業の構成企業(協力企業含む)としての継続是非を含め協議を希望いたします。	実施方針に関する質問及び意見への回答No.6をご参照ください。
4	2	I	1	(5)ウ (5)エ	事業期間 事業期間終了後の措置	管理運営期間と資源化・運搬期間の事業期間が異なっているのに対し、事業期間終了後の措置は管理運営期間の事業終了後の措置のみと理解しております。資源化・運搬期間の事業期間終了後の措置に関しご教示願います。	実施方針に関する質問及び意見への回答No.6をご参照ください。
5	2	I	1	(5)エ	事業期間終了後の措置	本組合の定める引継ぎ時における施設の要求水準を満足する状態で、本施設に引継ぐものとすると思いますが、「引継ぎ時における施設の要求水準」の詳細な内容をご教示願います。	募集要項等に示します。

■実施方針に関する質問及び意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	質問への回答
6	2	I	1	(5)オ	事業の対象となる業務範囲	<p>事業者が行う業務の中に、5年間の事業期間における運搬業務、資源化業務が定められていますが、社会情勢の変化や資源化企業の意向といった外部起因により資源化が困難となる可能性があり、リスクを適切に管理することができるものが、そのリスクを負うという考えの下では応分の負担とは言えず、事業者としてリスクを負いきれないと考えます。</p> <p>昨今、近隣県において本事業と同様に資源化を事業者の業務範囲とした結果、事業者が選定した資源化企業にて受入が困難となり、そもその計画が一時中止するという事象も発生しております。</p> <p>実際、実施方針公表後に関西以西の灰資源化企業向け意向調査において、5年契約であっても将来リスクが予見困難な状況下においては長期契約不可との回答を得ています。</p> <p>したがって、資源化業務（運搬含む）については本事業から切り離し、貴組合が別途行う業務としていただくようご検討願います。</p>	<p>近年の受入事業者の減少状況を考慮し、運搬を含む資源化業務の実施は、運営事業者により資源化事業者の確保について最大限協力をいただくことを条件に事業者の所掌から組合の所掌に見直す方向で検討します。</p>
7	2	I	1	(5)オ	事業の対象となる業務範囲	<p>提案価格の算出に際して、別途の造成工事業者が担う調査業務(測量、地盤調査ほか)が明示されることにより、本事業の事業者が計上すべきこれらに類する調査業務費が正しく算出できることから、別途発注予定の造成工事の内容を開示いただけますでしょうか。</p>	<p>募集要項等に示します。</p>
8	2	I	1	(5)オ	事業の対象となる業務範囲	<p>事業者が行う建設業務において「貴組合が別途実施する敷地造成工事以外に必要なとする造成工事を含む」の記載がありますが、工程・コストに影響しますので、想定される造成工事の内容についてご教示願います。</p>	<p>本組合の実施する造成工事の内容を募集要項等に示します。</p>
9	2	I	1	(5)オ ①	設計建設業務	<p>①設計業務に、電波障害調査がお示されていますが、事業対象地周辺に建物もすくない状況を踏まえ、どの程度の調査範囲を予定すればよろしいでしょうか。</p>	<p>業務範囲における電波障害調査の記載は削除します。 ただし、周辺状況を考慮し、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全に向けて必要となる場合は実施してください。</p>
10	2	I	1	(5)オ ①	設計建設業務	<p>①設計業務に、“補完的な測量・地質調査等”と記載がありますが、事業対象地の造成工事を別途発注なさるものとお見受けしており、当該別途工事にて、対象地の測量、図面起こし(造成に係る竣工図)、地質調査(耐力の測定に係るボーリング調査)などを実施すると思料していますが、当該別途工事に含まず、必要な調査があった場合、本事業者が行う業務との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>引渡しの状態の測量調査及び事業者が施設を計画する上で必要となる調査は事業者にて実施してください。</p>

■実施方針に関する質問及び意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	質問への回答
11	2	I	1	(5)オ ②(カ)	管理運営業務	②管理運営業務 (カ)余熱利用業務 場外余熱利用施設を計画しているよう であれば、場外余熱施設に供給する熱 量 (GJ/h) をご教示いただけますで しょうか。	募集要項等に示します。
12	3	I	1	(5)カ	本組合が行う 業務	売電収入は貴組合帰属となっています が、当初計画より売電量が増加した場 合の売電インセンティブは事業者にも 帰属し、詳細は入札公告で公表してい ただけることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	3	I	1	(5)カ	本組合が行う 業務	別途工事で当該事業敷地を造成される と理解していますが、事業敷地一帯の 造成に係る“開発申請”については、 貴組合で実施いただけるという理解で よろしいでしょうか。	保安林解除申請及び林地開発申請につ いては、ご理解のとおりです。なお、 本事業は都市計画法第29条第1項の対 象となります。
14	3	I	1	(5)カ	本組合が行う 業務	別途工事で当該事業敷地を造成される と理解していますが、調整池の施工が 本事業内と規定されているため、開発 申請にかかる完了検査については、別 途造成工事の竣工時に完了せず、本事 業の建設完了後(調整池の建設後)には じめて開発申請に係る検査が出来る と理解してよいでしょうか。	実施方針に関する質問及び意見への回 答No.1のとおり、調整池の整備は別途 工事で実施ですが、事業者の建設に伴 い、変更が必要となった場合には事業 者の所掌にて整備となります。 そのため、別途工事の調整池の完了検 査は造成工事の竣工時、変更が必要と なった場合の完了検査は、本事業の建 設完了後となります。
15	3	I	1	(5)カ	本組合が行う 業務	本事業の杭・基礎工事の施工において 相当量の排出土が発生しますが、当 該排出土の排出先のご指定はありませ うでしょうか。ご指定ある場合は、場 所及び処理単価をご教示ください。	排出先の指定はありませんので、事業 者にて適切にご対応ください。
16	3	I	1	(5)カ	本組合が行う 業務	貴組合で実施する敷地造成工事にて、 現状で隣接して稼働している桂苑との インフラのつなぎ込み、当該敷地への インフラの立ち上げ等をどのように予 定されていますでしょうか。(電気、 上水、通信ほか)	建設用地内への引込みは事業者の工事 範囲となります。 電気(特別高圧受電)の引込み方法 は、九州電力既存鉄塔の近隣に特別高 圧受電設備を設置し、建設用地まで電 柱引込み(約1km)を想定しております 。なお、用地確保は本組合の所掌と し、詳細は募集要項等に示します。本 事項は現時点での想定であり、今後変 更となる可能性があります。
17	3	I	1	(5)カ	本組合が行う 業務	貴組合で実施する敷地造成工事にて、 敷地外への公共水路や溜め池などへの 排水路の整備などをどのように予定さ れていますでしょうか。(本事業にお ける工事期間中の「雨水排水について どのように処理できるか」について、 工事の仮設経費にかかる費用計上の問 題や予定価格の設定と入札価格の算出 にも絡みますので、お示しいただき ますようお願いいたします。)	募集要項等に示します。

■実施方針に関する質問及び意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	質問への回答
18	3	I	1	(5)カ	本組合が行う業務	貴組合が行う設計建設に関する業務において「用地取得に伴う各種手続き（保安林解除、都市計画決定手続き等）」の記載がございません。貴組合が行う業務として追記願います。	用地取得に伴う各種手続き（保安林解除、都市計画決定手続き等）は本組合にて実施します。
19	3	I	1	(5)カ ①(ウ)	設計建設に関する業務	(ウ) 設計施工監理の実施について、建築基準法第2条、建築士法第2条にそれぞれ規定されている「工事監理」および「工事監理者」は貴組合の所掌範囲と理解してよろしいでしょうか。	設計施工監理の所掌は本組合ですが、建築基準法に第2条、建築士法第2条規定される工事監理及び工事監理者は事業者の所掌とします。
20	3	I	1	(5)カ ②(ウ)	管理運営に関する業務	②管理運営に関する業務の中で、(ウ) 見学者対応の支援が本組合が行う業務となっておりますが、見学者対応うち小学生の社会科見学及び一般対応は事業者側がすべて行いその支援を貴組合が行うとの理解でよろしいでしょうか。 また行政及び議会視察対応の見学者対応は貴組合範囲と解釈してよろしいでしょうか。	前段についてご理解のとおりです。後段については本組合にて対応は行いますが、事業者も協力してください。詳細は募集要項等に示します。
21	2～3	I	1	(5)カ ①(カ) (5)オ ①(イ)	事業の対象となる業務範囲	本事業とは別途となる敷地造成工事の範囲、仕様をご教示ください。 また、(イ) 建設業務に記載のある。「(本組合が別途実施する「敷地造成工事以外に必要とする造成工事」を含む)」をご教示願います。 また、敷地造成工事の着工時期と完了時期および本事業着手時の敷地造成工事完了状態と本事業で配慮すべき事項をご教示願います。	前段について募集要項等に示します。中段について実施方針に関する質問及び意見No. 8をご参照ください。後段について募集要項等に示します。
22	3	I	1	(5)カ ①(カ)	設計建設に関する業務	カ 本組合が行う業務 ①(カ) 敷地造成工事敷地造成工事の実施時期をご教示ください。	募集要項等に示します。
23	3	I	1	(5)キ	事業者の収入	「設計建設業務に係る対価」についても別紙-2リスク分担表（物価変動リスク）に記載の通り、管理運営業務に係る対価や運搬業務に係る対価、資源化業務に係る対価と同様に、公共工事標準請負契約約款第25条第6項（スライド条項）に基づき、物価変動に伴う対価の見直しを実施するための協議をさせていただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
24	3	I	1	(5)キ ①	設計建設業務に係る対価	①設計建設業務に係る対価について、「支払いは、基本的に出来高に応じて支払う」とありますが、年度毎に清算となると考えてよろしいでしょうか。	設計建設業務に係る対価の支払い方法は募集要項等に示します。

■実施方針に関する質問及び意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	質問への回答
25	3	I	1	(5)キ ② ③	管理運営業務に係る対価 運搬業務に係る対価	②管理運営業務に係る対価は固定料金と変動料金の委託料をSPCに支払い、 ③運搬業務に係る対価は変動料金のみ の委託料をSPCに支払うと理解して おります。両者ともに事業者の提案の 委託料との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項 等に示します。
26	3~4	I	1	(5)キ ② ③ ④	管理運営業務に係る対価 運搬業務に係る対価 資源化業務に係る対価	キ②③及びP4④委託料を一定範囲を超 えた場合に改定することになっていま すが、一定範囲の考え方を具体的に ご教示願います。	募集要項等に示します。
27	4	I	1	(5)キ ④	資源化業務に係る対価	④ 資源化業務に係る対価において、 「委託料（資源化業務費）は、変動料 金（搬入廃棄物量に応じて変動）に より支払う。とありますが、灰の発生 量については、理論値での算出とな り実際の資源化業務における処理費 用と乖離が出てしまうため、実際の 灰発生量となるような変動料金（「 資源化対象となる灰発生量」に よって変動）により支払うだけで ないでしょうか。	実施方針に関する質問及び意見への 回答No.6をご参照ください。
28	4	I	1	(5)キ ④	資源化業務に係る対価	キ 事業者の収入④の資源化業務に係 る対価で「・・・委託料（資源化業 務費）は、変動料金（搬入廃棄物 量に応じて変動）により支払う。」と ありますが、この搬入廃棄物とは、 資源化企業に持ち込まれる副生成物 のことと捉えて宜しいのでしょうか？	実施方針に関する質問及び意見への 回答No.6をご参照ください。
29	4	I	1	(5)ク	副生成物の取 扱いについて	運搬・資源化の対象となる副生成物は スラグ・メタル・焼却主灰・飛灰・溶 融飛灰・不燃残渣・可燃残渣とし、 マテリアルリサイクル推進施設で選 別回収する資源化物は対象外と考 えてよろしいでしょうか。	運搬・資源化の対象にマテリアルリ サイクル推進施設で選別回収する資 源化物を含みます。ただし、やむを えない場合に限り、マテリアルリ サイクル推進施設より発生した不 燃残渣の組合最終処分場への搬入 を可とします。なお、その際の運 搬は事業者の範囲とします。
30	4	I	1	(5)ク	副生成物の取 扱いについて	マテリアルリサイクル施設より発生 する副生成物の利活用計画の立案、 運搬、資源化及び売却先の選定、 売却等の業務については、一般的 に各自治体で実施されております。 これらの業務は事業者として実績 がないため、貴組合が行う業務と していただけないでしょうか。	実施方針に関する質問及び意見への 回答No.29をご参照ください。
31	4	I	1	(5)ク	副生成物の取 扱いについて	副生成物の資源化に対して、現在、 貴組合（飯塚市クリーンセンター、 桂苑）にて実施されているモニタ リング方法についてご教示願いま す。	副生成物の搬出先の資源化工場の 立会を定期的に実施しております。

■実施方針に関する質問及び意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	質問への回答
32	4	I	1	(5)ク	副生成物の取扱いについて	副生成物、スラグ、メタル等の定義をご教示願います。	エネルギー回収型廃棄物処理施設から排出される残渣（ストーカ式の場合は焼却主灰及び飛灰、シャフト式の場合は熔融飛灰）、マテリアルリサイクル推進施設で選別回収する資源化合物及び不燃残渣を指します。
33	6	II	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール（予定）	募集要項等に関する質問回答の公表（第1回）と参加表明書、参加資格確認申請書等の受付が同じ7月下旬になっております。参加表明書、参加資格確認申請書の作成には時間を要するため、回答から提出まで余裕のある日数を確保していただけないでしょうか。	ご意見として承ります。具体的な日程は募集要項等に示します。
34	6	II	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール（予定）	本案件は入札公告から提案書提出まで短期間となっておりますが、要求水準書未達の防止や貴組合と事業者の相互理解を深めるための対面的対話をスケジュールに組み込んでいただくようご検討願います。	原案のとおりとします。
35	6	II	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール（予定）	令和7年度（見込み）の特定事業契約の仮契約、本契約締結の時期についてそれぞれ見込み時期をご教示願います。	実施方針に関する質問及び意見No. 2をご参照ください。
36	6	II	2	(2)ア	現場確認の実施	事前に建設予定地を見学・確認することができる。とありますが、既設施設の見学、ごみ質の確認は可能でしょうか。	桂苑、飯塚市クリーンセンターの見学・確認を可とします。本組合に連絡の上日程調整を行ってください。なお、ごみ質の確認は直近5年のごみ質実績の閲覧を可とします。
37	7	II	3	(1)	応募者の構成等	参加資格要件の中に地元企業を参加させる条件がございません。地域経済に貢献する事は本事業の意義の一つであると思料します。本事業の建築物の建設業務を行う者の要件として、構成市町内に本店がある地元企業の参画を必須とする参加要件を追加する事をご検討願います。	原案のとおりとします。地元企業の参加については提案審査にて評価することを予定しています。詳細は募集要項等に示します。
38	9	II	3	(2)ア ⑥	各業務を行う者の要件	本事業のスケジュール及び昨今の技術者の逼迫状況を鑑み、監理技術者の配置については参加資格確認申請書等の提出時点や提案書類の提出時点では複数候補者の提示に留めることで可として頂けますよう意見として申し上げます。	監理技術者の配置については参加資格確認申請書等の提出時点や提案書類の提出時点では複数候補者の提示に留めることで問題ありません。ただし、複数の候補者を示し事業の実行可能性を担保してください。
39	9	II	3	(2)ア ④	各業務を行う者の要件	ア④「参加資格確認申請書の提出期限日において、～1,000点以上」とありますが、提出期限日においての見込み評定値と考えてよろしいでしょうか。	提出期限日において最新の経営事項審査総合評定値通知書における点数とし、見込み評定値は含みません。

■実施方針に関する質問及び意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	質問への回答
40	9～10	II	3	(2)ア⑥ イ③ ウ③	各業務を行う者の要件	ア⑥にて「本施設の建築物の建設を行う者にあたっては、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置」することと記載がありますが、工事が長期間にわたる事から設計製作期間と工事期間の切り替え時等、途中での交代について協議可としていただけないでしょうか。同様に、イ③「エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計建設を行う者」、ウ③「マテリアル推進施設のプラント設備の設計建設を行う者」の監理技術者の途中交代についても、ご検討願います。	事前に組合の承認を得た限りにおいて可とします。
41	9	II	3	(2)イ③	各業務を行う者の要件	本事業のスケジュール及び昨今の技術者の逼迫状況を鑑み、監理技術者の配置については参加資格確認申請書等の提出時点や提案書類の提出時点では複数の予定候補者の提示に留めることで可として頂けますよう意見として申し上げます。	監理技術者の配置については参加資格確認申請書等の提出時点や提案書類の提出時点では予定候補者の提示に留めることで問題ありません。ただし、複数の候補者を示し事業の実行可能性を担保してください。
42	9～10	II	3	(2)イ③ ウ③	各業務を行う者の要件	イ③「エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計建設を行う者」、及びウ③「マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計建設を行う者」が専任する監理技術者について、現場常駐は各該当建設工事の着手時からよろしいでしょうか。	可とします。
43	9～10	II	3	(2)イ③ ウ③	各業務を行う者の要件	イ③「エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計建設を行う者」とウ③「マテリアル推進施設のプラント設備の設計建設を行う者」が同一企業の場合、同一人物を各々の監理技術者として配置してよろしいでしょうか。また現場代理人との兼務可能でよろしいでしょうか。	前段後段ともに可とします。
44	9～11	II	3	(2)イ① イ④ ウ④ エ① オ①	各業務を行う者の要件	イ①「エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計建設を行う者」、及びウ④「マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の設計建設を行う者」、及びエ①「エネルギー回収型廃棄物処理施設の管理運営企業」、及びオ①「マテリアルリサイクル推進施設の運営管理企業」の実績の有無を確認する日（基準日）について、イ④「最新の経営事項審査総合評定値通知書における清掃施設工事の総合評定値」の基準日である参加資格確認申請書の提出期限日との理解でよろしいでしょうか。	参加資格の各要件の有無を確認する基準日は参加資格確認申請書の提出期限日とします。
45	10	II	3	(2)ウ③	各業務を行う者の要件	本事業のスケジュール及び昨今の技術者の逼迫状況を鑑み、監理技術者の配置については参加資格確認申請書等の提出時点や提案書類の提出時点では複数の予定候補者の提示に留めることで可として頂けますよう意見として申し上げます。	監理技術者の配置については参加資格確認申請書等の提出時点や提案書類の提出時点では予定候補者の提示に留めることで問題ありません。ただし、複数の候補者を示し事業の実行可能性を担保してください。

■実施方針に関する質問及び意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	質問への回答
46	11	II	3	(2)オ ②	各業務を行う者の要件	②について、本施設の運営管理事業に必要な資格をご教示いただけますでしょうか。	マテリアルリサイクル推進施設の管理運営企業に求める参加資格要件は実施方針Ⅱ3(2)オに示す通りです。
47	14	II	3	(5)	参加資格登録されていない者の参加	本組合又は構成市町の参加資格登録を証明する書類としては、本組合又は構成市町から頂く「受領印」がある書類を提出する形式でよろしいでしょうか。それとも、参加確認申請書提出が受理された後、参加資格者名簿に登録されたもの（許可証やHPの画面など）を提示するの形式でしょうか。参加申請提出が必要となった場合、申請書提出日ギリギリで登録が参加申込書締切日より超えないと名簿登録の書類が準備できないパターンも想定されることからご教示願います。	参加資格者名簿に登録されたもの（許可証やHPの画面など）を提示してください。なお、参加資格申請時において参加資格者名簿に登録がされていない者は、参加資格審査申請時には実施方針Ⅱ2(5)に示す書類を提出してください。
48	14	II	3	(6)	SPCの設立に関する要件	SPCの本店所在地については本施設内に設置することを認めない旨の記載がございますが、建設期間中においては本施設外に設置することとし、運営期間が開始され次第、本施設内に移すことで、費用面を抑えた提案をさせていただくことは可能と解釈してよろしいでしょうか。	建設期間中及び運営期間中においてSPCの本店所在地を本施設内に設置することは不可とします。
49	14	II	3	(6)	SPCの設立に関する要件	優先交渉権者の構成員には、特別目的会社（SPC）の設立が求められておりますが、SPCから管理運営業務の委託を受けて管理運営業務を実施する構成員が直接貴組合と管理運営委託契約を締結するよう変更いただけないでしょうか。SPCを設立せずとも、特定事業契約に従い管理運営業務を履行することが可能で、DBO方式においてSPCを設立しない事例もあり、事業費低減の経済合理性含め双方にメリットがあるため伺います。	ご意見として承ります。SPCの設立は任意とする方向で検討します。
50	17	IV	1	(1)	所在地	新施設の見積のため、新施設建設予定地に隣接する貴組合施設の桂苑の接地アース工法をご教示いただけますでしょうか。	「別紙 接地アース工法」をご参照ください。
51	17	IV	2	(1)	本施設の概要	「調整池」は貴組合が別途実施する敷地造成工事の範囲に含まれるため、事業者が行う設計建設および管理運営業務の対象外の施設と理解しておりますので、記載を削除願います。	実施方針に関する質問及び意見への回答No.1をご参照ください。
52	19	VI	1 2	ウ イ	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	1 ウの場合、及び2 ウの場合の損害賠償範囲をご教示願います。	1 ウの場合、及び2 イの場合の損害賠償範囲は募集要項等に示します。

■実施方針に関する質問及び意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	質問への回答
53	22	別紙-1	-	-	事業スキーム図	買電費用は貴組合の所掌範囲となっておりますが、施設運営に必要な電力料金についても事業者所掌ではないと理解してよろしいでしょうか。	施設運営に必要な電力料金は事業者所掌となります。事業スキーム図に示す組合の買電費用を削除します。
54	22	別紙-1	-	-	事業スキーム図	運搬企業、資源化企業のSPCへの出資について、※2の注釈の記載がありますが、運搬業務及び資源化業務は「運転管理業務」及び「維持管理業務」には該当しないことから、SPCから直接委託を受けるとしても、構成員とせず協力企業として参加することによろしいでしょうか。	実施方針に関する質問及び意見への回答No. 6をご参照ください。
55	22	別紙-1	-	-	事業スキーム図	売電による収入は貴組合に帰属することとなっておりますが、売電先の電気事業者については民間事業者に提案させていただけないでしょうか。また、買電に関しても、買電費用は貴組合が電気事業者に支払うものとなっておりますが、買電費用についても同様に民間事業者に提案させていただけないでしょうか。	前段について売電先の電気事業者は本組合にて決定します。後段について実施方針に関する質問及び意見への回答No. 53をご確認ください。
56	23	別紙-2	共通		用地確保リスク	本事業に関して、別発注で事業用地の造成工事が行われるものと思料いたします。当該造成工事の遅延に起因する本施設の建設工事の遅延については、用地確保リスクに関するものとして、貴組合にリスクを負担していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	募集要項等に示します。
57	23	別紙-2	共通	制度関連	交付金リスク	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない、または交付遅延等のリスクが民間となっておりますが、事業者の業務所掌は交付金申請支援業務で、交付金申請業務（事業者側の作成した交付金申請書類の確認含む）は貴組合との理解でよろしいでしょうか。	事業者の業務所掌は交付金申請支援業務とし、交付金申請業務は組合の所掌ですが、組合が交付金申請するにあたって必要となる支援業務によって生じた交付金リスクは事業者の負担となります。
58	23	別紙-2	共通	社会	近隣対応リスク	「住民反対運動等」には、【本事業そのもの/施設設置そのもの】に対する住民訴訟も含まれると理解してよろしいでしょうか？	「施設設置そのものに対する」とは、本事業の施設設置及び実施の判断に対するものを指します。また、「住民反対運動等」には、住民訴訟も含まれます。

■実施方針に関する質問及び意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	質問への回答
59	23	別紙-2	共通	社会	第三者賠償リスク	民間事業者がリスク負担者となる「上記以外のもの」、すなわち「組合が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化等維持管理の不備による事故等により第三者に及ぼす損害」以外のものの中には、本事業に関して不可抗力事由により第三者に発生する損害も含まれると思料いたしますが、その場合は不可抗力リスクが適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	不可抗力に該当するものについては不可抗力リスクとして取り扱います。
60	23	別紙-2	共通	社会	物価変動リスク	資材高騰や労務費高騰（建設業の働き方改革）をふまえた適切な事業費と工期の策定をお願いします。さらに建設コストの高騰傾向は継続しているため、予定価格決定時点（債務負担行為決定時など）からの建築費指数などの指標によるスライド条項を適用願います。	設計・建設業務に係る対価の見直しについては、建設工事請負契約約款の規定を想定しています。詳細は募集要項等に示します。
61	23	別紙-2	共通	社会	物価変動リスク	※2に詳細は募集要項等公表時に示すがありますが、提案書類の受付から特定事業契約の本契約締結まで長期間であり、事業者提案時点で当該期間の物価変動を見込んだ価格の提示をすることは事業者にとって物価上昇リスクを見込む必要があることから、物価変動に伴う対価改定の基準日は契約締結日ではなく募集要項等公表時点として頂くことが貴組合様、事業者双方にとって合理的であることを意見として申し上げさせていただきます。	実施方針に関する質問及び意見への回答No. 60をご参照ください。
62	23	別紙-2	共通	社会	物価変動リスク	物価変動に伴う価格改定については、工種や品目、工程進捗に相違があることから、建築物、プラント（出来ればエネルギー回収、マテリアルリサイクル）個別での協議とさせていただきますようお願いいたします。	実施方針に関する質問及び意見への回答No. 60をご参照ください。
63	23	別紙-2	共通	-	不可抗力リスク	現在の社会情勢において半導体不足等に伴う一部資材の長納期化が発生しており、本事業において同事象が起きる可能性も想定されます。その際は不可抗力とし、別途協議をさせて頂くなどの対応をご検討願います。	実施方針に関する質問及び意見への回答No. 60をご参照ください。
64	24	別紙-2	管理運営段階	-	施設損傷リスク	貴組合の事由やごみ収集車・搬入車、公共の委託先に起因するものの中に、ごみ質起因による施設損傷リスクが含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が善管注意義務を果たした限りにおいてご理解のとおりです。

■実施方針に関する質問及び意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	質問への回答
65	24	別紙-2	管理運営段階	-	施設損傷リスク	<p>事故・火災等による修復等にかかるコスト増大について、不可抗力による場合を除き、民間事業者負担となっておりますが、事故・火災等については、民間事業者の責めに帰さないものもあると思料いたします。そのリスクまで民間事業者が負担するのは過大であると思料いたしますので、事故・火災等による修復等にかかるコスト増大のうち、民間事業者の責めに帰すものについてのみ民間事業者が負担するものとして、民間事業者の責めに帰さない事故・火災等については貴組合にご負担いただくこととさせていただけないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。なお実施方針に関する質問及び意見への回答No. 64も併せてご参照ください。</p>